

旭川市都市公園条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後						改正前					
○旭川市都市公園条例（抜粋） 改正 昭和32年10月1日条例第22号 (略)						○旭川市都市公園条例（抜粋） 改正 昭和32年10月1日条例第22号 (略)					
<p>(使用料)</p> <p>第18条 第3条第1項又は第3項の許可を受けた者は、別表(2)に定めるところにより算出した額に1.08を乗じて得た額（10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）の使用料を納付しなければならない。ただし、同条第1項第3号又は第4号に掲げる行為の期間が1月以上の許可を受けた者及び同項第6号に掲げる行為の許可を受けた者の納付すべき使用料は、同表に定める額とする。</p> <p>2 法第5条第1項の規定により許可を受けた者は、別表(3)に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>3 法第6条第1項又は第3項の規定により許可を受けた者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の使用料を納付しなければならない。</p> <p>(1) 使用期間が1月以上の場合 別表(4)に定めるところにより算出した額</p> <p>(2) 使用期間が1月未満の場合 別表(4)に定めるところにより算出した額に1.08を乗じて得た額（10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）</p>						<p>(使用料)</p> <p>第18条 第3条第1項又は第3項の許可を受けた者は、別表(2)に定めるところにより算出した額に1.05を乗じて得た額（10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）の使用料を納付しなければならない。ただし、同条第1項第3号又は第4号に掲げる行為の期間が1月以上の許可を受けた者及び同項第6号に掲げる行為の許可を受けた者の納付すべき使用料は、同表に定める額とする。</p> <p>2 法第5条第1項の規定により許可を受けた者は、別表(3)に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>3 法第6条第1項又は第3項の規定により許可を受けた者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の使用料を納付しなければならない。</p> <p>(1) 使用期間が1月以上の場合 別表(4)に定めるところにより算出した額</p> <p>(2) 使用期間が1月未満の場合 別表(4)に定めるところにより算出した額に1.05を乗じて得た額（10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）</p>					
(略)						(略)					
花咲スポーツ公園施設	硬式野球場	夜間照明	照度ア1時間につき	20,580円	41,160円	花咲スポーツ公園施設	硬式野球場	夜間照明	照度ア1時間につき	20,010円	40,020円
			照度イ1時間につき	12,940円	25,890円				照度イ1時間につき	12,590円	25,180円
			照度ウ1時間につき	11,170円	22,340円				照度ウ1時間につき	10,860円	21,720円
			照度エ1時間につき	7,360円	14,720円				照度エ1時間につき	7,160円	14,320円
			照度オ1時間につき	7,090円	14,190円				照度オ1時間につき	6,900円	13,800円
			照度カ1時間につき	4,560円	9,130円				照度カ1時間につき	4,440円	8,880円
(略)						(略)					
花咲スポーツ公園施設	硬式野球場・陸上競技場・球技場・硬式テニスコート・軟式	会議室1室につき	全日	1,940円	3,880円	花咲スポーツ公園施設	硬式野球場・陸上競技場・球技場・硬式テニスコート・軟式	会議室1室につき	全日	1,890円	3,780円
			午前	820円	1,610円				午前	800円	1,570円
			午後	1,080円	2,160円				午後	1,050円	2,100円
			早朝・夜間1時間につき	290円	590円				早朝・夜間1時間につき	290円	580円

旭川市都市公園条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後					改正前						
ト・軟式 テニス コート の 附属施設 及び器具	予備室等1室につき	全日		1,080円	2,160円	ト・軟式 テニス コート の 附属施設 及び器具	予備室等1室につき	全日		1,050円	2,100円
		午前		450円	910円			午前		440円	890円
		午後		600円	1,180円			午後		590円	1,150円
		早朝・夜間1時間につき		150円	320円			早朝・夜間1時間につき		150円	320円
	拡声装置一式	全日		6,480円	12,960円	拡声装置一式	全日		6,300円	12,600円	
		午前		2,690円	5,500円		午前		2,620円	5,350円	
		午後		3,670円	7,340円		午後		3,570円	7,140円	
		早朝・夜間1時間につき		990円	1,940円		早朝・夜間1時間につき		970円	1,890円	
	ワイヤレスマイク一式	全日		1,940円	3,880円	ワイヤレスマイク一式	全日		1,890円	3,780円	
		午前		820円	1,610円		午前		800円	1,570円	
		午後		1,080円	2,160円		午後		1,050円	2,100円	
		早朝・夜間1時間につき		290円	590円		早朝・夜間1時間につき		290円	580円	
	スポットライト	夜間1時間につき		580円	1,180円	スポットライト	夜間1時間につき		570円	1,150円	
	夜間照明（硬式野球場を除く。）	1時間につき		1,180円	2,370円	夜間照明（硬式野球場を除く。）	1時間につき		1,150円	2,310円	
(略)					(略)						
花咲スポーツ公園施設	軟式野球場	夜間照明	1面1時間につき	2,160円	花咲スポーツ公園施設	軟式野球場	夜間照明	1面1時間につき	2,100円		
(略)					(略)						
東光スポーツ公園施設	球技場	夜間照明	照度ア1時間につき	1,890円	3,780円	東光スポーツ公園施設	球技場	夜間照明	照度ア1時間につき	1,840円	3,680円
			照度イ1時間につき	930円	1,870円				照度イ1時間につき	910円	1,820円
	軟式野球場・球技	全日		1,940円	3,880円		軟式野球場・球技	全日		1,890円	3,780円

旭川市都市公園条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後				改正前						
	場の附属施設及び器具	会議室 1室につき	午前	820円	1,610円	場の附属施設及び器具	会議室 1室につき	午前	800円	1,570円
			午後	1,080円	2,160円			午後	1,050円	2,100円
			早朝・夜間1時間につき	290円	590円			早朝・夜間1時間につき	290円	580円
		予備室等 1室につき	全日	1,080円	2,160円	予備室等 1室につき	全日	1,050円	2,100円	
			午前	450円	910円		午前	440円	890円	
			午後	600円	1,180円		午後	590円	1,150円	
			早朝・夜間1時間につき	150円	320円		早朝・夜間1時間につき	150円	320円	
		拡声装置一式	全日	6,480円	12,960円	拡声装置一式	全日	6,300円	12,600円	
			午前	2,690円	5,500円		午前	2,620円	5,350円	
			午後	3,670円	7,340円		午後	3,570円	7,140円	
			早朝・夜間1時間につき	990円	1,940円		早朝・夜間1時間につき	970円	1,890円	
		ワイヤレスマイク一式	全日	1,940円	3,880円	ワイヤレスマイク一式	全日	1,890円	3,780円	
	午前		820円	1,610円	午前		800円	1,570円		
	午後		1,080円	2,160円	午後		1,050円	2,100円		
	早朝・夜間1時間につき		290円	590円	早朝・夜間1時間につき		290円	580円		
	(略)				(略)					
	忠和公園施設	多目的コート	夜間照明	1時間につき	580円	忠和公園施設	多目的コート	夜間照明	1時間につき	570円

旭川市都市公園条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後					改正前				
(略)					(略)				
カムイの杜 公園施設	硬式・軟 式テニス コート	夜間照明	1時間につき	580円	カムイの杜 公園施設	硬式・軟 式テニス コート	夜間照明	1時間につき	570円